

林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案
に関する意見の募集について

令和7年3月7日
林野庁研究指導課

この度、「林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案」について、広く国民の皆様から意見を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

近年、林業の安全性及び生産性の向上を目指した林業機械の遠隔操作技術及び自動運転技術の開発が進展しています。このうち、遠隔操作林業機械は実用化段階にあり、自動運転林業機械は開発・実証段階にあります。これらの新しい技術の導入により、林業の労働に関する諸課題の解決が期待されている一方で、その運用に当たっては、これまでにはない危害が生じる可能性があります。

これらの状況を踏まえ、林野庁では令和6年7月に「林業機械の自動運転・遠隔操作に関する安全対策検討会」を設置し、遠隔操作林業機械を使用することで新たに生じるリスクを回避・軽減することを目的としたガイドライン案の検討を行いました。本案について、広く国民の皆様から意見を募集し、提出いただいた意見を考慮しつつ、ガイドラインを策定することを目的として行います。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2) 林野庁森林整備部研究指導課において配布

3 意見の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
林野庁森林整備部研究指導課技術開発推進室

4 意見の提出上の注意

提出の意見は、日本語に限ります。

電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見受付期間

令和7年3月7日～令和7年3月20日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

林業機械の遠隔操作に関する安全性確保ガイドライン案